

アルミニウム受渡細則

(平成9年4月7日施行)

(平成9年3月19日変更)

(平成11年5月17日変更)

(平成12年9月28日変更)

(平成12年11月15日変更)

(平成13年7月18日変更)

(平成14年10月16日変更)

(平成15年7月16日変更)

(平成15年10月15日変更)

(平成16年7月21日変更)

(平成17年4月20日変更)

アルミニウム受渡細則

(目的)

第1条 アルミニウム市場における受渡しについては、業務規程第7章第1節で定めるもののほか、本受渡細則によるものとする。

(受渡供用品)

第2条 先物取引における受渡供用品は、次に掲げる品位のアルミニウム地金であって、別表のとおりとする。

純度 アルミニウム 99.70%以上、鉄分 0.20%以下、シリコン 0.10%以下

(受渡供用品の要件)

第3条 受渡供用品は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

受渡供用品は、業務規程第44条第1項第4号の規定により理事長の指定する倉庫（以下「指定倉庫」という。）への庫入れ及び輸入通関が完了（受渡品の決定する日の前日又は早渡しにあっては、その申出のときまでとする。）し、かつ、製造業者の分析証明書の発行日から3年を経過していないものでなければならない。

受渡供用品の形状は、スタンダード塊、Tバー及びサウとする。ただし、スタンダード塊にあっては、段積みできるように確実にバンドルが締められていること。

受渡単位ごとに同一荷口（同一原産国、同一製造業者において製造された銘柄、同一形状及び同一船荷証券）で構成されていること。

個々の地金（スタンダード塊にあってはバンドルごと）に製造番号が表示されていること。

(受渡品の量目)

第4条 受渡品の量目（正味量目とし、バンドル量目は含まない。）については、理事長が理事会の議を経て指定する検量機関（以下「指定検量機関」という。）の発行する証明書に基づくものとする。

2 前項の規定に定める指定検量機関は、次のとおりとする。

社団法人 日本海事検定協会

財団法人 新日本検定協会

社団法人 全日本検数協会

(受渡品の量目の増減の許容限度)

第5条 受渡しにおいて、受渡品の量目が受渡しの単位に比し、100分の2以内の増減である場合は、受方はこれを引き取り、当該受渡品の量目により受渡値段をもって決済するものとする。

る。

(受渡方法)

第6条 先物取引の受渡しは、次の方法による。

渡方は、受渡しに提供する受渡品について記載した本所が定める荷渡通知書を、受方は、受渡しに係る希望を記載した本所が定める荷受通知書を作成し、当月限納会日の午後2時までに、これを本所に差し出さなければならない。

本所は、前項の規定による通知書を受理した後、遅滞なく本所に掲示するものとする。

本所は、第16条第1項の規定により受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、受方が2名以上あるときは、次に掲げる方法により割当て又は抽せんを行い、それぞれの受方が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の割当て又は抽せんは、納会日の翌営業日の本所の指示する時刻に当該受渡しに係る受方(代理人を含む。)が行うものとし、受方が本所の指示する時刻までに出頭しないときは、本所の職員が代行する。

受渡品の供用期限が2番限月の納会日の前日までに満了する荷口については、その荷口に対する引き受け希望者があるときは、その者に優先して割当てることができる。この場合において、引き受け希望者が競合するときは、希望者による抽せんを行い、引き取るべき受渡品を決定する。

また、希望者がいないとき若しくは引受希望数量が当該受渡荷口の数量に達しないときは、これを受方の引き取り数量に按分して割当ててゐる。

の規定により決定した受渡品以外の受渡品のうち、受方は、希望する受渡場所による荷口がある場合には、これを受方に優先して割当てることができる。この場合において、引き受け希望者が競合するときは、希望者による抽せんを行い、引き取るべき受渡品を決定する。

及びの規定により決定した受渡品以外の受渡品については、抽せんを行い、引き取るべき受渡品を決定する。

前号に規定する抽せんの方法は、次のとおりとする。

本所は、受方に対し抽せんの順位を決定するための抽せん(以下「予備抽せん」という。)をくじによって行う。

本所は、予備抽せんの結果、抽せんの順位が決定したときは、その順位に基づいてくじにより本抽せんを行い、その順位によって受方が引き取るべき荷口を荷渡通知書の中から選択させて、受渡荷口ごとの受方を決定する。

本所は、受方の引き取るべき受渡品が決定したときは、遅滞なく、その旨を当該受渡しに係る受方及び渡方に通知する。

本所は、受渡日の前営業日の正午までに、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を通知する。

受方は、業務規程第45条に定める受渡日の正午までに受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を本所に差し出し、これと引換えに、倉荷証券の引渡しを受ける。

渡方は、その受渡日の前営業日の午後3時までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券を本所に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。

第7号及び前号の場合において業務規程第49条第1項ただし書きに該当する場合は、「倉荷証券」とあるのは「荷渡指図書」と読み替えるものとする。

（受渡品提供後の滅失損傷）

第7条 渡方が受渡しのため倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、受渡当事者の責めに帰することができない原因によってその目的物の全部又は一部が滅失又は損傷したときは、その損失は、渡方の負担とする。

2 前項の場合において、渡方は、遅滞なく、その旨本所に届け出て、その申出の日の翌営業日から5営業日以内に、その滅失又は損傷したものの代品の倉荷証券を差し出して受渡しを履行しなければならない。

3 渡方は、代品の全部又は一部を提供することができないときは、第2項の規定にかかわらず、理事会の承認を得てその部分の受渡しを拒むことができる。この場合においては、本所は、受渡しが終了したものとみなし、受方が本所に差し出した受渡代金のうち、その滅失又は損傷したもののうち、代品の提供がなかった部分の金額を受方に返還する。

4 第2項又は前項の場合においては、受方は、その受渡しを拒むことができない。

（倉荷証券）

第8条 業務規程第49条第1項の規定による倉荷証券には、次の事項を記載したものであって、譲渡に必要なすべての要件を備えたものであり、かつ、同一荷口につき受渡単位ごとに作成したものでなければならない。

銘柄

品質

形状

バンドル、Tバー及びサウの個数並びにバンドルにあっては構成個数

総数量

原産国

製造業者

製造業者の分析証明書の発行日及び番号

指定検量機関の発行する重量証明書番号

火災保険の契約先、その附保金額及び期間

保管料が受渡日の属する期まで支払い済みである旨

内容不検査貨物である旨

(故障の申立)

第9条 受方は、受渡品について異物の付着、バンドル不良、量目不足等の故障があると認めるときは、その受渡日の翌々営業日午後5時(当日が半休業日に当たるときは、正午)までに、本所の定める書面をもって、本所及び渡方に対し、故障の申立てをすることができる。

(故障荷口の処理)

第10条 本所は、前条の規定による故障の申立てを受けたときは、その申立事項に係る必要な調査を行うものとする。この場合において、理事長が理事会の議を経て指定する鑑定機関(以下「指定鑑定機関」という。)に検査を依頼することができる。

2 本所は、前項の規定による調査の結果、故障がないと認めるときは当該申立てを却下し、故障があると認めるときは、理事会の議決を経て、次に掲げる方法により処理する。

受渡品の量目が第5条に規定する目減限度を超えるとときは、渡方に対し、その全目減量について受渡値段により算出した金額を値引きさせて、受渡しを結了させる。

故障の程度が軽微で、値引きによって、受渡しを結了させても支障がないと認めるときは、理事会の定める値引金額によって、受渡しを結了させる。

故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認めるときは、その決定した日の翌営業日から5営業日以内に、渡方をして、代品を提供させて受渡しを結了させる。

前号の規定による代品の提供をしないとき、又は代品を提供しても故障の程度が甚だしく、受渡しに適しないと認めるときは、最初からその提供がなかったものとみなす。

3 本所は、前項の規定により故障の処理を決定したときは、遅滞なく、当事者に通知するものとする。この場合において、当事者は、その決定に従わなければならない。

4 第1項の規定に定める指定鑑定機関は、次のとおりとする。

社団法人 日本海事検定協会

財団法人 新日本検定協会

(故障の処理に要した費用の負担)

第11条 前条の規定による故障の処理のために要した費用の負担は、次の各号によるものとする。

調査の結果、故障の申立てが却下されたものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は、受方の負担とする。

前条第2項第1号及び第2号の規定により値引きによって受渡しをさせるものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は渡方の負担とする。

前条第2項第3号の規定により代品を提供して受渡しをさせるものについては、保管料、保険料、検査手数料及びその他調査に要した実費は、渡方の負担とする。

(遅滞金)

第12条 第10条第2項第3号の規定により代品を提供して受渡しを結了した渡方は、その引替部分に対し、受渡値段の100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金を本所に差し出さなければならない。

2 本所は、前項の規定による遅滞金を受け取ったときは、遅滞なく、これを受方に交付するものとする。

(故障申立等の取下げ)

第13条 受方は、第9条の規定による故障の申立てを行った後に当事者間でその取下げに合意したときは、その旨を書面をもって本所に申し出て、これを取り下げることができる。この場合において、第10条の規定による鑑定が行われたときは、その費用は、受方の負担とする。

(受渡供用品の指定の取消し)

第14条 本所は、受渡供用品となっているアルミニウム地金が次の各号に該当すると認めるときは、理事会の議を経て、当該受渡供用品の指定を取消することができるものとする。

生産又は製錬されなくなったとき。

ロンドン金属取引所(LME)から指定の取消しを受けたとき。

市場の信頼性を損なう等、社会的信用を失墜することがあったとき。

(申告受渡)

第15条 業務規程第52条において規定する申告受渡は、当月限納会日が属する月の前月第1営業日から当月限納会日の前々営業日の正午までに、本所が定める申請書により申し出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、申告受渡に関し必要な事項は、アルミニウム申告受渡実施要領をもって定める。

(受渡条件調整)

第16条 業務規程第53条において規定する本所が別に定める期間は、第6条第2号において規定する荷渡通知書及び荷受通知書の内容を本所が掲示したときから、同条第3号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の午前10時までの間とする。

- 2 前項に定めるもののほか、受渡条件調整に関し必要な事項は、アルミニウム受渡条件調整実施要領をもって定める。

附則

平成9年1月22日開催の理事会において議決されたこの細則は、平成9年4月7日から施行する。

附則

平成9年3月19日開催の理事会において議決された第6条（受渡方法）第6号及び第7号の変更規定は、平成9年4月7日から施行する。

附則

平成11年5月17日開催の理事会において議決された第6条（受渡方法）第2号から第7号の号数、第7条（早受渡の方法）第5項及び第11項の変更規定並びに第6条（受渡方法）第2号を削るは、業務規程第78条（被違約者及び被違約玉）第1項第1号の変更規定の通商産業大臣の認可の日（平成11年6月14日）から施行し、平成11年7月1日から実施する。

附則

平成12年9月20日開催の理事会において議決された第7条（早受渡の方法）第1項、第8条（合意早受渡）第2項及び第11条（故障の申立）の変更規定は、業務規程第7条（営業日、休業日及び半休業日）第3項の変更規定の通商産業大臣の認可の日（平成12年9月28日）から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附則

平成12年11月15日開催の理事会において議決された第10条（倉荷証券）第8号の削るは、平成12年11月15日から施行し、平成12年12月限以降の限月の受渡から適用する。

附則

平成14年10月16日開催の理事会において議決された第7条（早受渡の方法）第9項、第10項、第8条（合意早受渡）第5項及び第9条（両建早受渡）第2項の変更規定は、業務規程第31条（特別売買）第1項の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成14年12月26日）から施行する。

附則

平成15年10月15日開催の理事会において議決された第6条（受渡方法）(2)、(6)、第14条（申告受渡）及び第15条（受渡条件調整）の新設規定、並びに第6条（受渡方法）(1)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、第7条（倉荷証券）第8条（故障の申立）、第9条（故障荷口の処理）、第10条（故障の処理に要した費用の負担）、第11条（遅滞金）、第12条（故障申立等の取下げ）及び第13条（受渡供用品の指定の取消し）の変更規定は、業務規程第37条の3（先

物取引の決済方法)第2項第3号、第59条(受渡品の倉荷証券)第2項、第62条の2(申告受渡)及び第62条の3(受渡条件調整)の新設規定並びに第37条の3(先物取引の決済方法)第2項第1号及び第51条(取引受渡証拠金)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成15年11月12日)から施行し、平成11年6月限以降の限月から適用する。

附則

平成16年7月21日開催の理事会において議決された第4条(受渡品の量目)の変更規定は、平成16年7月21日から適用するものとする。

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された第1条(目的)、第3条(受渡供用品の要件)、第4条(受渡品の量目)、第5条(受渡品の量目の増減の許容限度)、第6条(受渡方法)、第8条(倉荷証券)、第9条(故障の申立)、第10条(故障荷口の処理)、第11条(故障の処理に要した費用の負担)、第12条(遅滞金)、第13条(故障申立等の取下げ)、第14条(受渡供用品の指定の取消し)、第15条(申告受渡)及び第16条(受渡条件調整)の変更規定並びに第7条(受渡品提供後の滅失損傷)の新設規定は、業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成17年4月25日)から施行し、平成17年5月1日から実施する。

別表（第2条関係）

アルミニウム受渡供用品

商 標（ブランド）	生 産 者	備 考
ALUAR	Aluar Aluminio Argentino SAIC	アルゼンチン
ALCOA OF AUSTRALIA	Alcoa of Australia Ltd	オーストラリア
BSL	Boyne Smelters Ltd	
COMALCO	Comalco Aluminium (Bell Bay) Ltd	
PORTLAND	Portland Smelter Services Pty Ltd	
TOMAGO	Tomago Aluminium Co Pty Ltd	
BSL T-BARS	Boyne Smelters Ltd	
KURRI KURRI	Hydro Aluminium Kurri Kurri Pty.Ltd.	
ALBA	Aluminium Bahrain BSC (c)	
ALBRAS	Albras Aluminio Brasileiro SA	ブラジル
ALCAN BRASIL	Alcan Aluminio do Brasil SA	
ALCOA BRASIL	Alcoa Aluminio SA	
CBA	Companhia Brasileira de Aluminio	
SAO LUIS	Alcoa Aluminio SA (ALUMAR)	
SAO LUIS	Billiton Metais SA (ALUMAR)	
VALESUL	Valesul Aluminio SA	
ABCQ	Alcoa Inc	
ABI	Aluminerie de Becancour Inc.	
ALCAN	Alcan Inc.	
ALOUETTE	Aluminerie Alouette Inc.	
LAURALCO	Alcoa Inc.	
DUBAL	Dubai Aluminium Company Ltd	アラブ首長国連邦
ALUMINIUM PECHINEY LZ	Aluminium Pechiney	フランス
ALUMINIUM PECHINEY SJ	Aluminium Pechiney	
HAW	Hamburger Aluminium-Werk GmbH	ドイツ
VAW	VAW Aluminium AG	
AE	Trimet Aluminium AG	
VA	Kaiser Aluminium & Chemical Corp.	ガーナ
VALCO	Kaiser Aluminium & Chemical Corp.	
ADG	Aluminium de Grece SA	ギリシャ
ISAL	Icelandic Aluminium Co Ltd	アイスランド
INAL	Pt. Indonesia Asahan Aluminium	インドネシア
DELFIJL	Aluminium Delfzijl BV	オランダ
PNL	Pechiney Nederland NV	
NZAS	New Zealand Aluminium Smelters Ltd	ニュージーランド
HYDRO	Hydro Aluminium AS (Ardal)	ノルウェー
HYDRO	Hydro Aluminium AS (karmoy)	
HYDRO	Hydro Aluminium AS (Hoyanger)	
HYDRO	Hydro Aluminium AS (Sunndalsora)	
SOERAL	Soer-Norge Aluminium AS	
BAYSIDE	Bayside Aluminium	南アフリカ
HILLSIDE	Hillside Aluminium	

ALCOA INESPAL AV	Alcoa Inespal S.A.	スペイン
AAM	Anglesey Aluminium Metal Ltd	イギリス
ALCAN	Alcan Aluminium (UK) Ltd	
BACO	Alcan Aluminium (UK) Ltd	
ALCOA	Alcoa Inc.	アメリカ
CFAC	Columbia Falls Aluminum Company	
EASTALCO	Alcoa Inc.	
INTALCO	Alcoa Inc.	
KAISER	Kaiser Aluminium & Chemical Corp.	
MT HOLLY	Alcoa Inc.	
NSA	Southwire Co	
NORANDA ALUMINIUM INC	Noranda Aluminium Inc.	
ORMET	Ormet Corp.	
NWA	Northwest Aluminium Company	
REYNOLDS	Alcoa Inc.	
VANALCO	Vanalco Inc.	
GAC	Goldendale Aluminum Corp.	
ALCAN	Alcan Inc.	
ALCASA	CVG Aluminio del Caroni SA	
VENALUM	CVG Industria Venezolana de Aluminio CA	

附則

平成13年7月18日開催の理事会において議決された第2条（受渡供用品）別表の変更は、平成13年7月18日から施行し、同年10月限以降の限月の受渡から適用する。ただし、削除する商標（ブランド）の平成13年9月30日以前に発券された倉荷証券にあっては、なお従前の例による。

附則

平成15年7月16日開催の理事会において議決された第2条（受渡供用品）別表の変更は、平成15年7月16日から施行し、商標(ブランド)追加については同年10月限以降の限月の受渡から適用する。ただし、平成15年9月30日以前に発券された倉荷証券にあっては、なお従前の例による。